

○厚生労働省令第三十九号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条第三項第四号の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業) 第七条 法第十二条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 水道水を供給する事業</p> <p>四 <u>ガス又は電気を供給する事業であつて厚生労働大臣が定めるもの</u></p>	<p>(組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業) 第七条 法第十二条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>ガス又は水道水を供給する事業</u> (新設)</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則第七条第三号及び第四号の規定は、この省令の施行の日以後に組合（消費生活協同組合法第四条に規定する組合をいう。以下この項において同じ。）が開始するガスを供給する事業について適用し、同日前に組合が開始したガスを供給する事業については、なお従前の例による。